

第1部 総説

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,774.41km²(平成28(2016)年10月1日現在)となっています。

三重県の総人口は、平成28(2016)年10月1日現在、1,807,611人となっています(図1-1)。

また、平成26(2014)年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.3%を占め、以下、農地10.5%、宅地6.9%となっています(図1-2)。

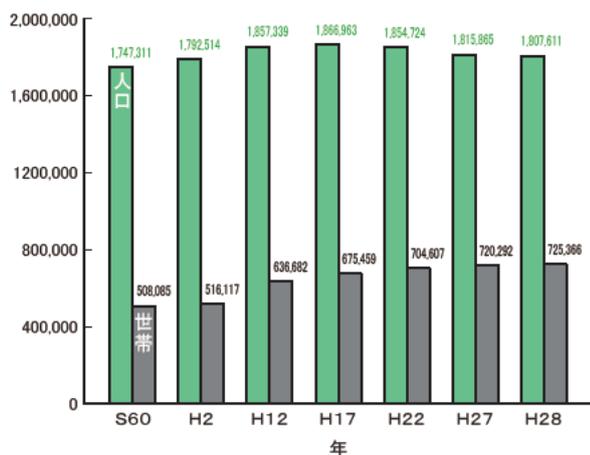


図1-1 人口・世帯数の推移

資料 総務省「国勢調査報告」
県統計課「三重県の人口」

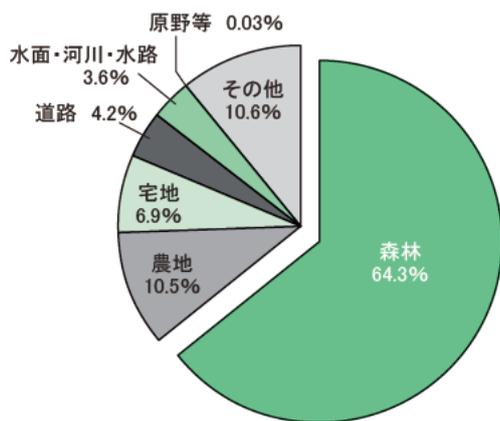


図1-2 土地利用状況(平成26年)

資料 県水資源・地域プロジェクト課

三重県の自然環境の概況

1 地形・地質

(1) 地形

本県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,774.41km²(平成28(2016)年10月現在)、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる檜田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯(西南日本内帯)地域と南側の外帯(西南日本外帯)地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の標高700~800m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って紀伊半島東部が形成され、西部には県内最高峰標高1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なります。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

2 気候

気候は、おおむね温和な太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区
比較的降雪が多く、寒冷な気候。
年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区
年平均気温は15~16℃。
年降水量は1,800mm内外と温暖な気候。
- 伊賀盆地地区
朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。
年降水量は1,500mm内外。

- 熊野灘沿岸地区
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。
四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。
年降水量は2,000mm内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- ・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- ・その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- ・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- ・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- ・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、52種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾

岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島および熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

有尾両生類(サンショウウオ目)は7種、無尾両生類(カエル目)は15種が知られています。国の特別天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

(5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれ、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。

伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスシジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、現在は図1-3のとおり、藤原河内谷自然環境保全地域など5地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図1-3のとおり国立公園2か所、国定公

園2か所、県立自然公園5か所が自然公園として指定されています。

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区、特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

6 森林

平成28(2016)年度末における森林面積は372,477haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%となっています。なお、平成28(2016)年度末の民有林の森林蓄積量は、72,955千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、間伐等の保安林の改良整備を実施するなど、適切な保全・管理を図っています。

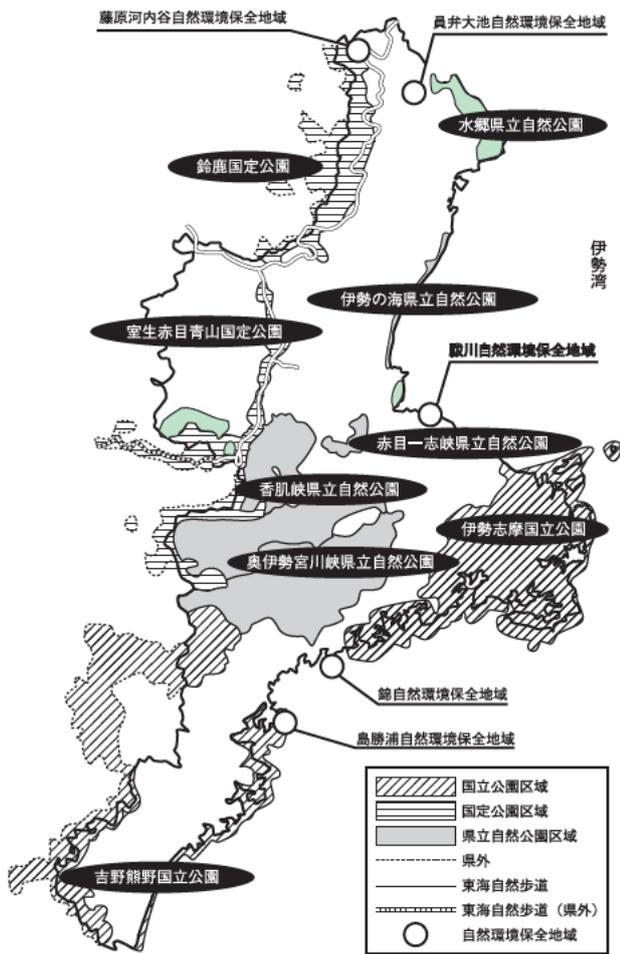


図1-3 自然公園・自然環境保全地域の指定状況

第1節 国内外の情勢

氷河の衰退など、急激に進む温暖化の影響が目に見える形で現れる中、地球温暖化に対する危機感、かつてなく高まってきています。

平成9(1997)年の京都議定書締結以降、世界では地球温暖化防止に向けた対策が進められてきました。平成27(2015)年12月にフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、歴史上初めて先進国、途上国との区別なく全ての国が、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、地球の平均気温の上昇を2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及することなどを目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することをめざしています。平成28(2016)年11月4日に発行し、我が国は平成28(2016)年11月8日に締結し、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすとなりました。

このように世界全体が温室効果ガス排出量の削減に向けて、具体的に動きだし始めたところです。我が国においては、東日本大震災以降、多くの原子力発電所の稼働が停止し、エネルギー確保のため温室効果ガスの排出量の増大が見込まれており、これまでの環境負荷を減らすという観点からの取組だけでなく、地球温暖化対策とエネルギー政策を一体的にとらえ、低炭素をテーマとしたまちづくりやライフスタイルの転換を促すなど、多様な視点からの取組が求められています。なお、今後は、地球温暖化防止への対応として、温室効果ガス削減による緩和策だけでなく、地球温暖化により生じる環境変化への適応も必要となってきています。

一方、生物多様性については人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものです。近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行しており、生物の生息環境の悪化および生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなっています。

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うために、平成4(1992)年5月にケニア・ナイロビで開催された合意テキスト

採択会議において「生物多様性条約」が採択され、翌年発効しました。

平成22(2010)年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2010年以降の新たな世界目標となる戦略計画2011-2020(愛知目標)が採択され、20の個別目標を立てて自然と共生する世界をめざすこととしました。我が国では平成24(2012)年9月に、愛知目標の達成に向けてロードマップを示すとともに、東日本大震災をふまえた今後の自然共生社会のあり方を示すため「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、さらに、平成28(2016)年11月には、自然生態系の有する防災・減災機能等の活用やグリーンインフラなどの新たな取組をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表しました。

そして、平成28(2016)年12月にメキシコ・カンクンで開催された生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)では、愛知目標のいくつかの個別目標が2015年の目標年までに達成できなかったことや国レベルでの進捗が限定的であることが確認されました。そして、目標達成に向けて、農林水産業および観光業を含むさまざまなセクター内および複数のセクターにおける生物多様性の主流化に向け、ステークホルダーが更なる関与を行うということが締約国に求められました。私たち一人ひとりが、生物多様性に配慮した取組を進めていくことが必要となっています。

また、平成27(2015)年9月にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットでは、貧困を撲滅し、持続可能な環境、社会および経済を実現するために、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成42(2030)年までに17のゴールと、ゴールに到達するための169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を掲げました。

持続可能な開発の3側面、すなわち環境、経済、社会は統合され、不可分であるという考えがターゲットのレベルでも貫かれており、例えば「持続可能な生産消費形態を確保する」のゴールに対しては、「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」などのターゲットが定められています。我が国では、平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定し、「持続可能で強靱、

そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンに掲げ、「生物多様性、森林、海洋等の環境保全」など8つの優先課題と具体的施策を定めました。

SDGsの達成には、国境を越えて、政府にとどまらずさまざまな主体がそれぞれの役割を見出しつつ連携し、多様な取組が進められることが期待されています。

第2節 三重県の動向

本県では、これまで、四日市公害への取組における窒素酸化物等の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含め、時代に応じた環境政策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策やごみゼロ社会の実現など新たな課題にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方で、自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となっています。

これらの課題に対応するため、本県の環境の保全に関する取組の基本的方向「三重県環境基本計画」をはじめ、「三重県地球温暖化対策実行計画」や、「みえ生物多様性推進プラン」などの個別計画による取組を進めています。

平成8(1996)年に「生活排水処理アクションプログラム(最新版は平成28(2016)年6月に策定)」を策定し、平成25(2013)年3月には「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定、平成25(2013)年12月には「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定を行いました。また、平成27(2015)年3月には「三重県災害廃棄物処理計画」を策定し、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめました。さらに、東海三県一市が連携した伊勢湾総合対策協議会では、国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を推進しています。

地球温暖化対策については、平成24(2012)年3月に策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策など地球温暖化の「緩和」に向け、低炭素社会づくりの取組を推進しています。また、気候変動の影響への「適応」として、本県への影響を最小化あるいは回避し、迅速に回復できるよう、平成26(2014)年6月に「三重県気候変動レポート2014」を作成するとともに、平成28(2016)年3月には、気

候変動への適応策の基本的な方向性を「三重県の気候変動影響と適応のあり方」として、とりまとめました。

平成28(2016)年3月には、平成28(2016)年から32(2020)年までを計画期間として、「三重県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の3Rと適正処理を進めるとともに、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するほか、多様な主体との協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざしています。

自然環境に関しては、人々の暮らしの変化とともに自然への人の関わり方も変化し、薄れたことにより、里地里山里海や森林の生態系の公益的機能の劣化、獣害の発生、広葉樹の立ち枯れの発生が起っています。さらに、外来生物種の侵入・定着・分布拡大などにより、地域固有の生物種の局所絶滅や個体数の減少などが課題となっています。また、平成23(2011)年9月に発生した紀伊半島大水害など、大規模な豪雨災害が頻発していることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまで以上に森林の公益的機能を高める整備を進めていく必要があります。さらに、林業の低迷による森林への関心の低下や森林所有者の高齢化に加え、他道県では、外国法人等による森林の取得事例も報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

そのため、平成24(2012)年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン(平成28(2016)年3月に同計画を改訂)」や「三重の森林づくり基本計画2012」を推進していくとともに、平成26(2014)年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。また、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林が有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27(2015)年7月には「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

これらの計画等を基本としながら、本県では、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPOなど、さまざまな主体による自然環境の保全と活用のための自立的な行動や取組を支援するとともに、各主体間の連携を図っていきます。

第1節 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例(以下「基本条例」という。)を平成7(1995)年3月に制定しました。

平成25(2013)年には、低炭素社会や自然共生社会の実現に係る新たな環境課題への対応策を明確にするため、基本条例を改正し、これに基づき循環型社会、低炭素社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

第2節 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、平成9(1997)年6月に「三重県環境基本計画」を策定(平成16(2004)年6月に同計画を改定)し、環境の保全に取り組んできました(図3-2-1)。

平成24(2012)年には、東日本大震災後に明らかとなったエネルギー問題をはじめ、生物多様性の保全の必要性など、社会状況や環境の変化に対応するため、新しい「三重県環境基本計画」を策定しました。

この基本計画では、これまでの取組結果や本県の状況をふまえた上で、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間について、長期的な視点からめざすべき姿と基本目標を定めています。

また、この計画を着実に実施していくために、推進計画(アクションプラン)を策定し、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行うこととしています。

平成28(2016)年度における、推進計画(アクションプラン)の数値目標と進捗状況は、表3-2-1のとおりです。

施策体系

(基本理念)(めざすべき姿)

(基本目標)

(施策)

(主要な取組)

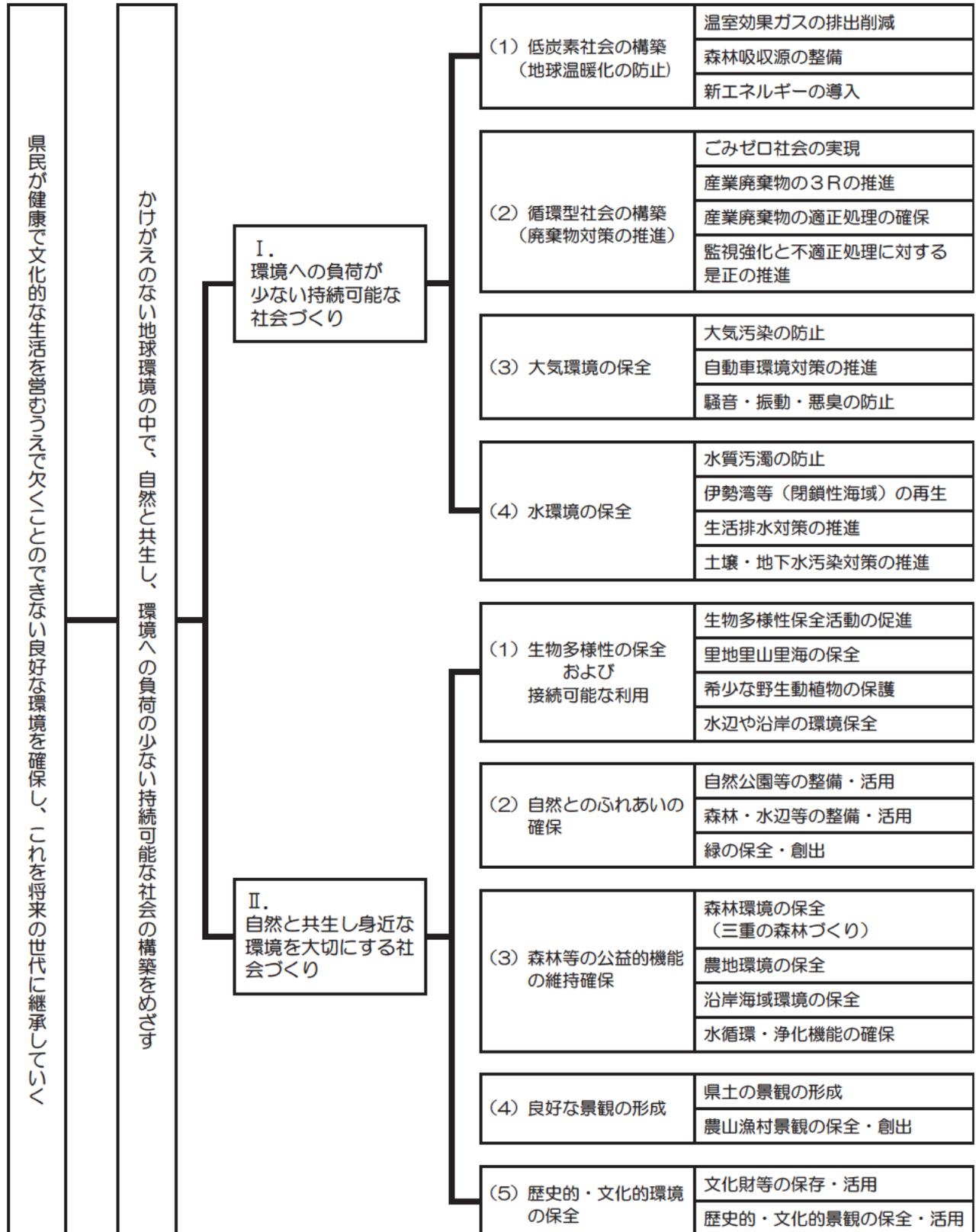


図3-2-1 三重県環境基本計画の施策体系と施策内容

表3-2-1 三重県環境基本計画推進計画(アクションプラン)における取組の指標の進捗状況

	施策	数値目標項目	単位	平成31 (2019)年度	平成27 (2015)年度	平成28(2016)年度		
				目標値	現状値	目標値①	実績値②	目標達成状況 (②/①)
基本目標1 持続可能な社会づくり	1 低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 ※1	千t-CO ₂	1,119	1,144	1,165	1,148	1.00
	2 循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)	廃棄物の最終処分量 ※1	千t	270	309	289	296	0.98
	3 大気環境の保全	大気環境に係る環境基準の達成率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	1.00
	4 水環境の保全	水環境に係る環境基準の達成率	%	95.7	94.3	90.0	94.3	1.00
基本目標2 自然と共生し身近な環境を大切に する社会づくり	1 生物多様性の保全 および持続可能な利用	自然環境の保全活動団体数	団体数	84	76	78	80	1.00
	2 自然とのふれあいの 確保	自然とのふれあい体験の満足度	%	80.0	69.9	72.0	72.3	1.00
	3 森林等の公益的機能の 維持確保	公的森林整備面積	ha	2,000	2,775	2,000	2,402	1.00
	4 良好な景観の形成	市町、県が制定した景観計画等の 件数および市町に野外広告物の権 限移譲を行った件数(累計)	件	18	15	15	15	1.00
	5 歴史的・文化的環境の 保全	文化財情報アクセス件数	件/年	228,000	202,960	210,000	213,536	1.00
計画の実現に向けた 仕組みづくり・基盤づくり		環境教育参加者数 ※三重県環境学習情報センターが 行う講座やイベント等の環境教育 に参加した人数	人	34,000	29,873	34,000	31,478	0.93
		指導者養成講座受講者数 ※三重県環境学習情報センターが 実施する講座への参加者数	人	1,500	1,601	1,500	1,902	1.00
		環境保全のための調査研究成果の 還元	件	7	4	6	6	1.00

※1 目標項目が減少をめざすものなので、目標達成状況の計算式の分子と分母を逆にし、目標値①を実績値②で割って(①/②)計算しています。

※2 この表は平成29年版三重県成果レポート(平成29年6月)より転記しています。

県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのさまざまな主体が、その活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくすることができる社会の仕組みが求められています。

そのため、本県では、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民(アクティブ・シチズン)として、自然環境の大切さを理解し行動に結びつけていけるよう、さまざまな主体による環境の保全と活用のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうる社会の実現をめざします。

取組の視点

- (1) ひとを育てる
- (2) 担い手となる主体を広げる
- (3) 環境経営を進める
- (4) 仕組みをよりの確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

1 低炭素社会の構築

県民、事業者、行政等さまざまな主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことで、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざして、「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。この条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進します。また、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及による環境経営の推進、地球温暖化防止活動推進員等における県民向け普及啓発の推進、環境学習情報センターによる環境教育の推進に取り組めます。さらに、電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを、市町等と連携して進めます。こうした温室効果ガス排出削減の取組に加え、地球温暖化による気候変動への適応についての取組も進めます。

2 循環型社会の構築

平成28(2016)年3月に策定した「三重県廃棄物処理計画」に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収、食品ロスの削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を進めます。また、一般廃棄物に

関しては、ごみ処理システムが効率的なものとなるよう市町に対し技術的な支援を行うとともに、産業廃棄物の3Rや適正処理の推進について、排出事業者責任を一層徹底するため、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用を進めます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止に努め、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携を図り、引き続き監視・指導を徹底していきます。また、産業廃棄物の不適正処理事案等については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の状況に応じて、行政代執行による是正を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保を図ります。4つの不適正処理事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、産廃特措法という。)」に基づく国の支援を得て、行政代執行による是正を進めます。

3 大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理されるよう、法令に基づく指導を行うとともに工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。また、自動車NOx・PM法対策地域内においては、平成32(2020)年度末までの対策地域全体での環境基準確保に向けて、実態把握調査と同法に基づく対策を継続しながら、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量の削減に取り組んでいきます。

4 水環境の保全

公共用水域等の水質改善のため、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底します。伊勢湾の水質改善については、水質総量削減計画等に基づき工場等からのCOD、窒素、リンの汚濁負荷量の削減により、水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

また、生活排水対策については、本県のマスタープランである「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」が平成27(2015)年度に目標年度を迎えたことから、平成28(2016)年6月に新たなアクションプログラム

を策定しました。このプログラムに沿った下水道、集落排水施設および浄化槽等の施設整備を進めます。

伊勢湾の再生に向けては、国を含めた関係自治体等で平成19(2007)年3月に策定した「伊勢湾再生行動計画」を関係者との連携のもと着実に推進します。また、この取組の一環として平成20(2008)年度から、さまざまな主体が連携・協力して、海岸・河川等の清掃に取り組んでいる「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大を図ります。

海岸漂着物対策については、伊勢湾流域圏の東海三県一市で連携し、本県がリーダーシップをとり、広域的な連携・協力による発生抑制対策を進めます。

5 生物多様性の保全および持続可能な利用

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2015」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を専門家や地域の活動団体、企業等と連携・協働して行い、生物の多様性を確保する一方、野生鳥獣による農林水産業等への被害対策として、増えすぎた野生鳥獣の適正な捕獲や狩猟を進めます。

6 自然とのふれあいの確保

県民が自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを学ぶ場として、自然公園や自然遊歩道等の整備・維持管理を行っていきます。

7 森林等の公益的機能の維持確保

平成24(2012)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画2012」に沿って、県民や事業者、森林所有者、行政、企業などが互いに協働しながら、さまざまな主体による森林づくりを促進し、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざした森林づくりを進めていきます。

また、森林法や三重県水源地域の保全に関する条例等、関係する法令の適正な運用を通じて、森林の公益的機能の維持確保に努めます。

さらに、中山間地域等直接支払制度をはじめとする事業を活用し農地の保全を図るとともに、漁場等においては藻場・干潟の保全・再生を推進す

るなど、公益的機能の維持確保に向けた取組を進めていきます。

8 良好な景観の形成

「三重県景観計画」等に基づく届出制度を適切に運用するとともに、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援しています。現在県内9市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとしています。また、農山漁村の景観保全のために、多面的機能支払等により、農業者やさまざまな主体の参画による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

9 歴史的・文化的環境の保全

文化財のうち、特に重要なものが国・県指定文化財として保護されており、その保全と活用を推進します。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国史跡斎宮跡等の歴史・文化遺産が次世代に承継されるよう、関係する県や市町等と協働して保存に努めます。

トピックス

2016年ジュニア・サミット in 三重



平成28(2016)年4月22日から28日にかけて、三重県桑名市を主会場としてジュニア・サミットが開催されました。G7各国から、15歳から18歳までの男女2名ずつ計28名の青少年たちが参加し、「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会」をメインテーマに「気候変動と脱炭素化」などについて議論を交わしました。また、期間中には、県内各所でメインテーマの議論に資する視察も行いました。その結果は成果文書「桑名ジュニア・コミュニケ」としてとりまとめられ、参加者たちは安倍内閣総理大臣を表敬訪問してこれを提出し、議論の成果を報告しました。

気候変動は、生物多様性の損失や世界経済への損害などさまざまなリスクを抱えています。「桑名ジュニア・コミュニケ」ではその解決策として、炭素税および排出量取引制度を通じたカーボン・プライシングの促進や再生可能エネルギー発電の推奨、さらに都市部のインフラ開発を通じた気候変動への適応と緩和などが取り上げられました。

(写真提供：2016年ジュニア・サミット in 三重事務局)



開会式



四日市公害と環境未来館の視察

EV・PHV 東京－伊勢志摩キャラバン

電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)等の次世代自動車による地球温暖化対策について、伊勢志摩サミット開催地の三重県から発信するため、平成28(2016)年5月16日から17日に「EV・PHV 東京－伊勢志摩キャラバン」を実施しました。

キャラバンには、国内外メーカー8社・12車種が参加しました。ドライバーとして参加したモータージャーナリストの皆さんが、インターネットを通じて、EV・PHVの利便性や、伊勢志摩をはじめとした三重県の情報を発信しました。

このような取組などにより、平成28(2016)年度は、多気町勢和地域資源保全・活用協議会において獣害パトロールなどに超小型EVが活用されるとともに、日産自動車から県内市町へ電気自動車e-NV200の無償リースによる提供がありました。



伊勢志摩スカイライン「天空のポスト」とポルシェ パナメーラS E-hybrid (PHV)



到着セレモニー：三重県庁前 (H28. 5. 17)

第14回 海ごみサミット2016 三重会議

平成28(2016)年10月28日から30日にかけて、三重県は、伊勢市・鳥羽市において海ごみサミット2016三重会議を開催しました。国内の行政機関、NPO/NGO、民間企業等の関係者のほか、韓国、台湾、米国、カナダ、中国のNGOや研究者など、延べ600名の参加がありました。

10月28日から29日には、伊勢市観光文化会館において、生物多様性と海洋ごみ、プラスチックごみの海洋への流出防止と削減、アジア太平洋地域の連携のテーマに基づいた講演と意見交換を行いました。

10月30日には、鳥羽市答志島奈佐の浜において海岸清掃を行い、その後北太平洋地域の連携に向けた意見交換をした後、会議の成果をまとめた「鳥羽アピール」を採択し、今後、関係者が協力して取組を進めていくことを確認しました。



意見交換会



海岸清掃

毎週水曜日は「みえエコ通勤デー」

～「エコパ」でバス運賃半額！～

公益社団法人三重県バス協会と連携して、平成27(2015)年9月30日から「みえエコ通勤デー」を実施しています。

この取組では、自動車やバイク(以下、「自動車等」という。)の通勤から、二酸化炭素排出量の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤への転換を促すことにより、低炭素社会づくりを進めています。

また、自動車等の使用を抑えることで二酸化炭素の排出抑制だけでなく、交通渋滞の緩和や交通事故の減少なども期待されます。

自動車等で通勤されている方が、「みえエコ通勤デー」(毎週水曜日)に「エコパ(みえエコ通勤バス)」を持って通勤をすると、バス運賃が半額で乗車できます。



トピックス

地球にやさしい三重の物産フェア

本県では、カーボン・オフセットの制度を活用し、県産商品を環境に配慮したものとしていくことで、その商品を通じ、地球環境の保全や地域への貢献につながる取組を推進しています。カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素(カーボン)の排出を、企業や地域で行われている二酸化炭素の排出削減量や吸収量をクレジットとして買い取り、埋め合わせ(オフセット)をすることです。

平成29(2017)年1月に、東京日本橋の三重テラスで「地球にやさしい三重の物産フェア」を開催し、「地球にやさしい三重の物産」をテーマに、カーボン・オフセットに取り組んでいる事業者による食品、工芸品、雑貨などの県産商品の販売や、森林整備でのクレジット化に取り組む大台町の紹介などを実施しました。

また、カーボン・オフセットを普及するために、平成28(2016)年10月に県内の取組を事例集にとりまとめ、カーボン・オフセットの仕組みや方法について解説しています。



トピックス

生活排水処理アクションプログラム

県は平成8(1996)年度に下水道や合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進することを目的とした「生活排水処理アクションプログラム」(三重県生活排水処理施設整備計画)を策定しました。その後、社会・経済情勢の変化をふまえ、計画の見直しを行い、市町とともに生活排水対策に取り組んできました。

その結果、平成7(1995)年度末に29.6%(全国42位)であった生活排水処理施設の整備率は、平成17(2005)年度末には67.9%(全国32位)、平成22(2010)年度末には78.0%(全国28位)と向上し、平成28(2016)年度末には83.5%(全国30位)になりましたが、依然として全国平均値(90.4%)と比べ低い状態が続いています。

本県の公共用水域の水質の現状を見ると、河川については改善が見られ、概ね環境基準を達成しているものの、海域、特に伊勢湾では夏場を中心に赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、今後も総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要です。

そこで、平成28(2016)年6月、新たな目標年度における生活排水処理施設の整備率を示した「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、引き続き、効率的・効果的な施設整備を進めていくこととしました。

【計画の目標：生活排水処理施設の整備率※】

中期目標	平成37(2025)年度末	92.3%
長期目標	平成47(2035)年度末	97.6%

項目	平成26年度末 (実績)		平成37年度末 (中期目標年度)		平成47年度末 (長期目標年度)		整備完了時 (整備率100%)		
	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	
集合処理	下水道	939,238	50.7	1,161,101	67.0	1,202,668	75.5	1,299,587	81.6
	農業集落排水施設等	94,322	5.1	85,590	4.9	75,839	4.8	75,839	4.8
	漁業集落排水施設	6,335	0.3	5,208	0.3	5,606	0.4	7,407	0.5
	コミュニティ・プラント	3,388	0.2	1,069	0.1	285	0.0	33	0.0
	計	1,043,283	56.3	1,252,968	72.3	1,284,398	80.7	1,382,866	86.8
個別処理	市町村設置型浄化槽	14,522	0.8	41,512	2.4	41,821	2.6	46,447	2.9
	個人設置型浄化槽等	452,202	24.4	305,067	17.6	227,850	14.3	163,034	10.2
	計	466,724	25.2	346,579	20.0	269,671	16.9	209,481	13.2
合計	1,510,007	81.5	1,599,547	92.3	1,554,069	97.6	1,592,347	100.0	
(参考) 県将来人口	1,852,085(実績)		1,732,835		1,592,347		(1,592,347)		

※ 整備率は、生活排水処理施設が利用可能な人口の割合です。

トピックス

食品ロス削減の取組

我が国では、年間約2,775万トンの食品廃棄物が排出され、このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約621万トンと試算されています。

このような中、平成28(2016)年5月のG7富山環境大臣会合において、食品ロス・食品廃棄物の削減促進、食品廃棄物の効果的なリサイクル、効果的なエネルギー源としての利用、他の生態系機能への影響を考慮したバイオマスとしての利用促進など、有機性廃棄物に対する取組を着実に実施していくこととされました。

このことをふまえ、本県では、廃棄物の3Rの推進のため、県民、事業者、市町等と連携し、食品ロス削減に取り組んでいます。

－ もったいない市 －

食品の製造、流通、販売、消費に関わる事業者による食品ロス削減の取組を進めるため、「みえ環境フェア2016」において、8社に参加していただき規格外品を廉価販売する「もったいない市」を開催しました。「もったいない市」は好評を得て、フェア全体の来場者は、前年度比1,000人増の4,500人となり、参加事業者や多くの来場者に対し啓発を行うことができました。

また、食品ロス削減は、温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果が大きいことから、啓発イベントを単独開催ではなく環境イベントと共同で開催することで、相乗効果を発揮することができ、より多くの方に来場していただきました。



「みえ環境フェア2016 もったいない市」

－ 食べきり運動 －

食品ロスの削減に関する取組の推進を図るため、平成28(2016)年10月に、環境省、農林水産省、消費者庁の協力を得て、全国の自治体による食品ロス削減を目的とした「全国おいしい食べきりネットワーク」が設立され、本県も参画して全国的なキャンペーンを展開しています。

平成28(2016)年12月から平成29(2017)年1月の年末年始には「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンが実施され、忘年会、新年会が多く開催される時期であることから、本県では、「食べきれる量を注文する」、「開始後の30分間、終了前の10分間には“食べきりタイム”を設ける」等、宴会における食べきりの推進(「ごみゼロ宴会」)について、県内の消費者団体や商工会議所等に啓発チラシを配布し、食べきり運動への協力依頼を行いました。



トピックス

三重県・和歌山県合同による産業廃棄物運搬車両等の路上検査

県境を越えて広域的に移動する産業廃棄物の不適正処理の未然防止を目的として、本県では、年間を通して、隣接する愛知県、岐阜県、滋賀県、名古屋市および環境省と連携し、産業廃棄物収集運搬車両等に対する路上検査を実施しています。

平成28(2016)年度においては、新たに和歌山県との合同による路上検査を実施しました。

1 実施日および実施場所

平成29(2017)年1月27日(金) 南牟婁郡御浜町地内

2 実施機関および協力機関

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課	9名
三重県紀南地域活性化局環境室	1名
和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課廃棄物対策室	3名
和歌山県東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課	2名
三重県紀宝警察署	7名

3 検査結果等

産業廃棄物収集運搬車両等の運転手から所定の項目について三重県、和歌山県が検査、聴取等を行い、不法投棄、野外焼却禁止等に関するパンフレットを配布するなど、指導・啓発を行うとともに、違反があった車両等に対しては必要な指導を行いました。

なお、本検査に併せ、三重県総務部税収確保課および紀州県税事務所が不正軽油対策として軽油抜き取り調査を実施しました。

4 その他(平成28(2016)年度における、路上検査実施状況)

- (1) 岐阜県と合同による路上検査 年2回(三重県主催1回、岐阜県主催1回)
- (2) 滋賀県と合同による路上検査 年2回(三重県主催1回、滋賀県主催1回)
- (3) 環境省中部地方環境事務所、愛知県、岐阜県、名古屋市と合同による路上検査 年1回(三重県主催)
- (4) 和歌山県と合同による路上検査 年1回(三重県主催)



和歌山県との合同による路上検査

トピックス

世界水準のナショナルパークをめざす伊勢志摩国立公園の取組

平成28(2016)年7月、伊勢志摩国立公園が、環境省が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルの実施箇所として選定されました。

1 国立公園満喫プロジェクト

訪日外国人旅行者の倍増をめざし、平成28(2016)年3月に政府が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、インパウンドの増大を図ることが示されました。

これを受けて、環境省において、国立公園のナショナルパーク化を進めるため「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして、伊勢志摩国立公園を含む8か所の地域が選定されました。

国立公園満喫プロジェクトに選定された国立公園

国立公園名	選定のポイント
阿蘇くじゅう	災害復興、カルデラと千年の草原
阿寒	観光立国ショーケース、エコツーリズム全体構想
十和田八幡平	震災復興、温泉文化
日光	欧米人來訪の実績
伊勢志摩	伝統文化、エコツーリズム全体構想
大山隠岐	オーバーユースに対する先進的取組
霧島錦江湾	多様な火山と「環霧島」の自治体連携
慶良間諸島	サンゴ保全の取組、エコツーリズム全体構想



横山展望台から見た英虞湾

2 伊勢志摩国立公園での取組

伊勢志摩国立公園では、平成28(2016)年9月に関係市町や観光関係団体、交通事業者、環境省、県などを構成員とした「伊勢志摩国立公園地域協議会」を設立しました。協議会においてナショナルパーク化に向けた議論を重ね、平成28(2016)年12月に具体的な取組内容を記載した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を策定しました。

3 「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」の概要

このプログラムでは、「悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海」をコンセプトとして、平成32(2020)年までに伊勢志摩国立公園を訪れる外国人旅行者数を10万人とすることを目標としています。そして、これらを実現するための取組方針として、

- ① アクセス道の環境整備
(駅や港などの主要交通拠点やアクセスルートの景観改善、機能向上等を推進)
- ② 多様な主体によるサービスの提供
(地域全体でツアープログラムの充実等の多様なサービスの提供を推進)
- ③ まちなみ等の景観改善
(景観計画の作成等による景観改善の推進)
- ④ インパウンド対応のための施設整備等
(標識類の多言語化、利用施設のユニバーサルデザイン化、通信環境の整備等を推進)
- ⑤ 人材育成
(地域資源を活用し保全する団体やガイド等の育成推進)
- ⑥ 国立公園への誘導・プロモーション
(ファミトリップ等のさまざまなツールを活用した効果的なプロモーション活動の推進)

に取り組むこととしています。

トピックス

みえ生物多様性推進プランに基づいた生物多様性保全の取組

平成28(2016)年度より、「第二期みえ生物多様性推進プラン」に掲げた3つの重点方針「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」に沿った取組を進めています。

1 みんなで学びあおう -普及啓発-

生物多様性保全を進める上で基盤となる取組であり、「みんなで学びあおう」普及啓発に注力しています。

平成28(2016)年度には、プランに沿った普及啓発物等を49回、延べ3,101人に配布して解説するとともに、セミナーの開催や小・中・高等学校での授業なども実施しました。



観察会での生物多様性の解説

2 うまく利用しよう -開発との調整-

昨今では、大規模な太陽光発電施設の設置などの開発が増加しています。

生物多様性保全と開発との調整を図りながら、自然資源を「うまく利用する」ための取組として、「三重県指定希少野生動植物種」を新たに10種指定して保護に努めています。

三重県指定希少野生動植物種に新たに指定した種一覧（平成29年3月31日付け）

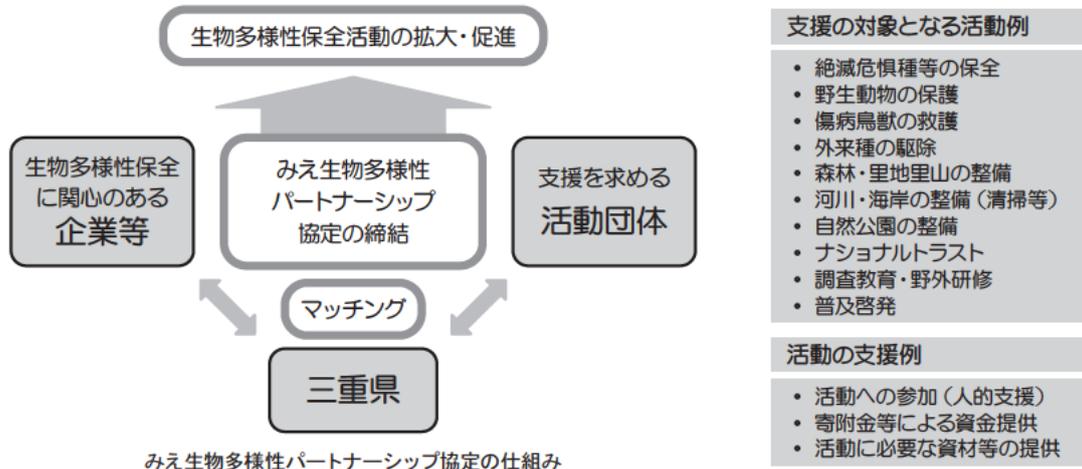
1. ヒメタイコウチ（昆虫類）	6. ヒキノカサ（被子植物）
2. ギフチョウ（昆虫類）	7. アゼオトギリ（被子植物）
3. ネコギギ（淡水魚類）	8. ヒメキサシグサ（被子植物）
4. ヒメムカゴシダ（シダ植物）	9. フジワラサイコ（被子植物）
5. シデコブシ（被子植物）	10. マイヅルテンナンショウ（被子植物）

3 守り、創りだそう -活動支援-

生物多様性を「守り、創り出す」活動を支援する仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を新たに構築しました。

この協定は、生物多様性保全の活動を行っている団体や行政などと、自然環境の保全に貢献したいと考えている企業を、県が中心となってマッチングを行うことで、協創での取組を推進するものです。

平成29(2017)年6月7日には、アカウミガメの保護に係る協定（JFEエンジニアリング株式会社津製作所・ウミガメネットワーク・三重県）、野生生物保護啓発に係る協定（株式会社豊田自動織機・三重県）の2件の協定を締結しました。



みえ生物多様性パートナーシップ協定の仕組み